

東電刑事裁判

「高裁は弁論再開を！一審判決を破棄し、
公正な判決を求める集会」

(東電株主代表訴訟判決を受けて)

2022年11月20日(日)13時@東京・飯田橋



(東電株主代表訴訟ブログ)

2022年7月13日 東電株主代表訴訟 原告勝訴判決 2

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

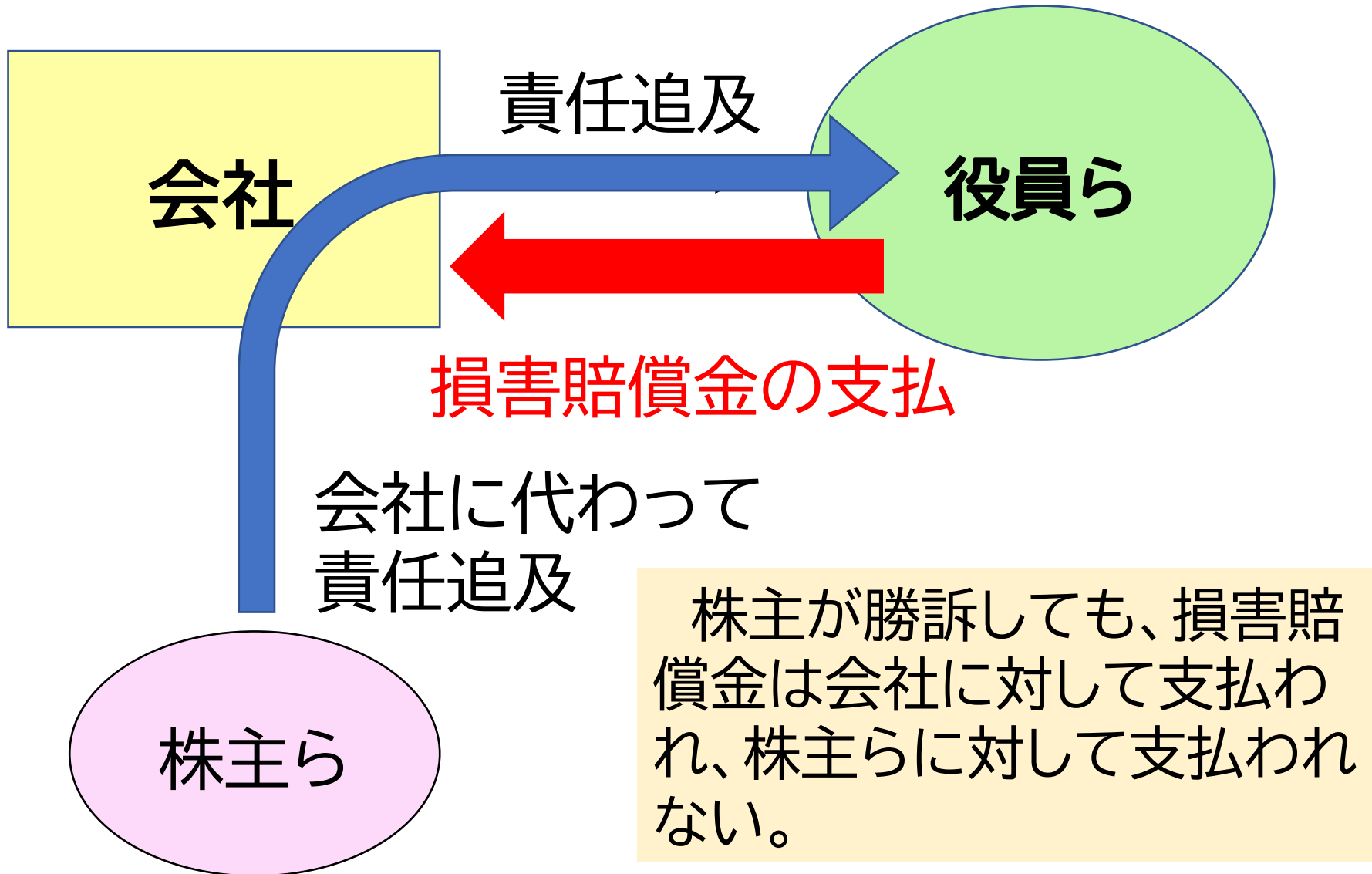
- 1 被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤は、東京電力に対し、連帯して、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本件原告らの被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本件原告らに生じた費用の55分の26と被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じた費用の22分の13を被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤の連帯負担とし、本件原告ら、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じたその余の費用と被告小森に生じた費用を本件原告らの負担とし、補助参加の費用は、これを22分し、その13を東京電力の、その余を本件原告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

13兆3210億円の内訳

	原告の請求	判決
①廃炉・汚染水対策費用	東電改革提言によると8兆円 2020年度第4四半期までに約1兆5645億円を支出(東電主張を引用) (東電が2021年度第2四半期までに約1兆6150億円を支出と主張。)	1兆6150億円
②被災者に対する損害賠償費用	東電改革提言によると約8兆円 令和3年9月末時点で7兆0834億円の賠償金支払いの合意	7兆0834億円
③除染・中間貯蔵対策費用	東電会改革提言によると6兆円 環境省が平成31年度までに要する累計金額は、4兆6226億円	4兆6226億円
合計額	22兆円	13兆3210億円

株主代表訴訟とは

(会社法847条3項)



「我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。」(判決文84頁)

→原発の危険性を正しく認定

津波の検討に関する事実経過 と 被告らの責任

2002年(平成14年) 長期評価の公表

2006年(平成18年) 耐震設計審査指針の改訂

地震随伴事象に対する考慮

「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」

2007年(平成19年) 新潟県中越沖地震

柏崎刈羽原発で想定を大幅に上回る地震動を記録

柏崎刈羽原発の全号機停止 → 御前会議を開始

2007年(平成19年)11月頃

東電土木グループが長期評価の検討を開始

2008年(平成20年)1月

長期評価に基づく津波高計算を東電設計に発注

2008年2月16日 御前会議

4. 地震随伴事象である「津波」への確実な対応

(1) 津波高さの想定変更(添付資料参照)

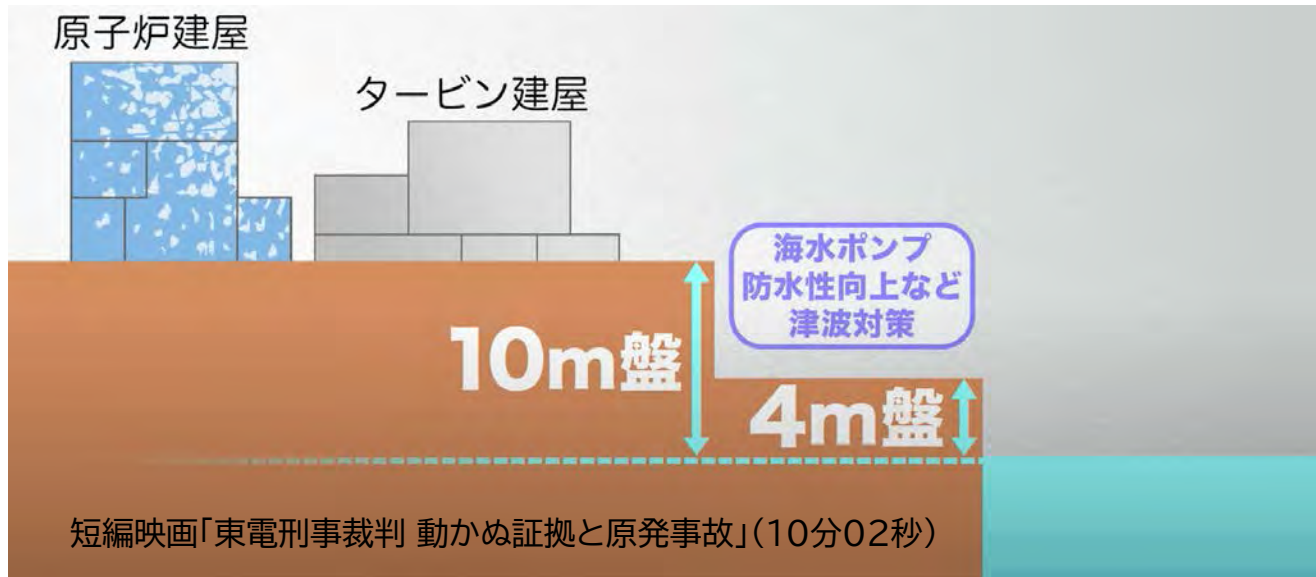
	従 来	見直し(案)	備 考
津波高さ	+5.5m	+7.7m以上	詳細評価によってはさらに大きくなる可能性
算出手法	土木学会の手法	土木学会の手法	変更なし
理 由	海溝沿いの震源モデル考慮せず	海溝沿い震源モデルを考慮	指針改訂に伴う基準地震動Gs策定において海溝沿いモデルを確定論的に取扱うこととしたため。

「**山下センター長は、同打合せにおいて、同センター作成の資料(A3用紙5枚(1枚4頁))を配布した上で、これに基づき同部の方針の説明をした。**」(判決文184頁)

→山下センター長による説明があったと認定

(東電株代訴訟・甲297号証)

- ・山下センター長は資料の内容を説明したと供述。
- ・御前会議で配布した資料の内容を説明することはごく自然。
- ・虚偽を述べるべき事情も見当たらない。
- ・現場から早期に本店内で意思決定をして欲しいとの意見がでていた。
- ・頭出しとして御前会議の資料に記載していた。(以上、判決文186頁)



「これは、長期評価の見解に基づく津波の概略評価が、O. P. + 7.7mであり、さらに大きくなる可能性もあるところ、そのような津波によって福島第一原発の4m盤上の施設である非常用海水ポンプが浸水することを想定した津波対策工の検討を行うということについて、原子力設備管理部のレベルでの方針決定があったことが被告勝俣及び被告清水ら経営層に報告され、経営層において、そのような検討が進められることに異議がなかったことを意味する。」(判決文185頁)

→長期評価に基づく津波対策を異議なく了承。

2008年6月10日 被告武藤への説明①

2008年7月31日 被告武藤への説明②

「東京電力の津波評価の担当部署(東電土木調査グループ)が、平成20年6月10日及び同年7月31日に開催された会議において被告武藤に説明した内容は、…要するに、長期評価の見解及び明治三陸計算結果を採用して対策工の検討に進むべきものであり、それが可能であるとの東電土木調査グループとしての意見を述べたものであった。」
(判決文319頁、320頁)

→担当者から被告武藤に対して、長期評価に基づく津波対策の検討に進むべきとの意見具申がなされた。

被告武藤の判断を3つに分析

被告武藤は、

- ①相応の科学的信頼性が認められる長期評価の見解及び明治三陸試計算結果について、**信頼性及び成熟性が不明**であると評価ないし判断し
- ②長期評価の見解等について、**土木学会に検討を委託し、その見解が提示されれば、速やかにドライサイトコンセプトに基づく津波対策を実施するとの手順をとる判断(武藤決定)**をし
- ③**土木学会の見解が提示されるまでの間、10m盤に津波による浸水があり得ることを前提として、明治三陸試計算結果と同様の津波により福島第一原発1号機～4号機の全電源が喪失して炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をしていない(本件不作為)**(以上、判決文313頁)

被告武藤の判断①から③は、
「むしろ、東電土木調査グループの意見に反する被告
武藤の独自の判断であったといえることができる。」(判決文321頁)

- ・土木調査グループは長期評価の見解等を採用して対策工の検討に進むべきであり、それが可能であると意見具申
- ・酒井の発言は、個人的な見解であり、土木グループが主眼とする説明内容を否定する趣旨のものではない。
- ・地震本部は我が国で随一の専門的かつ公的な機関
- ・土木学会・津波評価部会は、個別の地域における地震の発生可能性や規模について評価することを目的としていなかった。(判決文320頁、321頁)

→①～③は、被告武藤の独自の判断
被告武藤の判断が、会社内外の専門家や専門機関の評
価ないし判断に依拠したものであったか否かが問題

武藤の判断①

(長期評価及び明治三陸計算結果について信頼性及び成熟性が不明であると評価ないし判断したこと)

「**長期評価の見解は、国として一元的に地震の評価をなすことを目的として設置された専門の機関である地震本部により、主として科学的な知見で地震活動が客観的に評価されたものであり、原子力発電所の津波対策を行う上で依拠するに足りる相応の科学的信頼性が認められる知見であった**」

「**明治三陸試計算結果も、・・・社外の専門家である東電設計に委託して算出されたものであったから、これもまた、社内外の専門家による科学的な根拠に基づく計算結果といえるものであって、相応の科学的信頼性が認められるものである。**」(以上、判決文315頁)



「そうすると、被告武藤が、長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果に相応の科学的信頼性が認められないとした判断は**著しく不合理**」(判決文327頁)

武藤の判断②

(土木学会に検討を委託し、その見解が提示されれば、速やかにドライ
サイトコンセプトに基づく津波対策を実施するとの手順をとる判断(武
藤決定))

- ・防波堤や防潮堤等の大規模構造物を設置するには、大規模工事に伴う多額の費用と相応の建設期間
- ・規制当局や周辺自治体等に対する説明の手続にも相応の時間
- ・中央防災会議の防災対策が長期評価とは異なる立場
- ・日本海溝沿いの北部と南部の地震の発生様式が異なるとの有力な異論も複数存在
- ・明治三陸試算が福島県沖日本海溝沿いにおける既往津波を波源とするものではなかったこと等

→周辺自治体及び周辺住民等に対する対外的な説明
社内における多額の費用を要することの説明等を容易にする
大がかりな工事において手戻りが生じないようにする

→「**一定の合理性が認められる**」(判決文327頁から329頁)

武藤の判断③

(土木学会の見解が提示されるまでの間、津波対策を速やかに講ずるよう指示等をしなかった(本件不作為))

- ・長期評価及び明治三陸計算結果に相応の科学的信頼性がある
- ・明治三陸計算結果(15.7m)を前提とすれば、F1はすでにウェットサイトに陥っており、津波による危険な状況にあった
- ・相当の長期間、無防備な状況に置かれることになった。
大規模工事完成までに要する期間(例えば沖合防波堤は4年)
土木学会での検討に要する期間 約3年(以上、判決文330頁)



土木学会で検討している間、「ウェットサイトに陥っている以上、それにもかかわらず、およそ一切の津波対策に着手することもなく放置するというのは、…津波対策の先送りをしたものと評価すべきものであるから、このような被告武藤の本件不作為に係る判断は著しく不合理であって、許されるものではないというべきである。」(判決文331頁)

被告武藤の任務懈怠

「被告武藤は、・・・過酷事故に至るような事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、これを怠ったこと(本件不作為)について、東京電力の取締役としての任務懈怠があったものと認めるのが相当である。」(判決文335頁)

被告らの弁解(武藤決定に際して土木学会の結果に関しては確実に対応する方針について専門家の了解を得たので合理的である)を痛烈に批判

「…その間、ウェットサイトとなっている福島第一原発の安全性をいかに確保するのかという問題は、当該津波が襲来した場合にはクリフエッジ事象により過酷事故に直結する可能性が高く、その場合の被害の甚大さに鑑みれば、原子力事業者である東京電力にとって、優先順位の高い、緊急の重要案件であって、経営の根幹にも関わるべき問題であったといえよう。(なお、このように考えることが、本件事故後の「後知恵」であるというのであれば、それは、突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であったということになるが、それは、取りも直さず、本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならない、基本的ともいうべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではないといわなければならない。)」(判決文32

「**被告武藤による上記指示は、専門家に真摯な意見を求めることに目的があったのではなく、バックチェックの審査に関与するこれらの専門家からの指摘により長期評価の見解に基づく対応が求められ、福島第一原発の運転継続に支障が生じることがないようするための、いわゆる根回しに目的があったと認められる。**」(判決文326頁)

2008年8月上旬頃

被告武黒は、平成20年8月上旬頃、被告武藤から、大変に高い津波水位が出たなどの報告を受けた。

被告武黒の任務懈怠

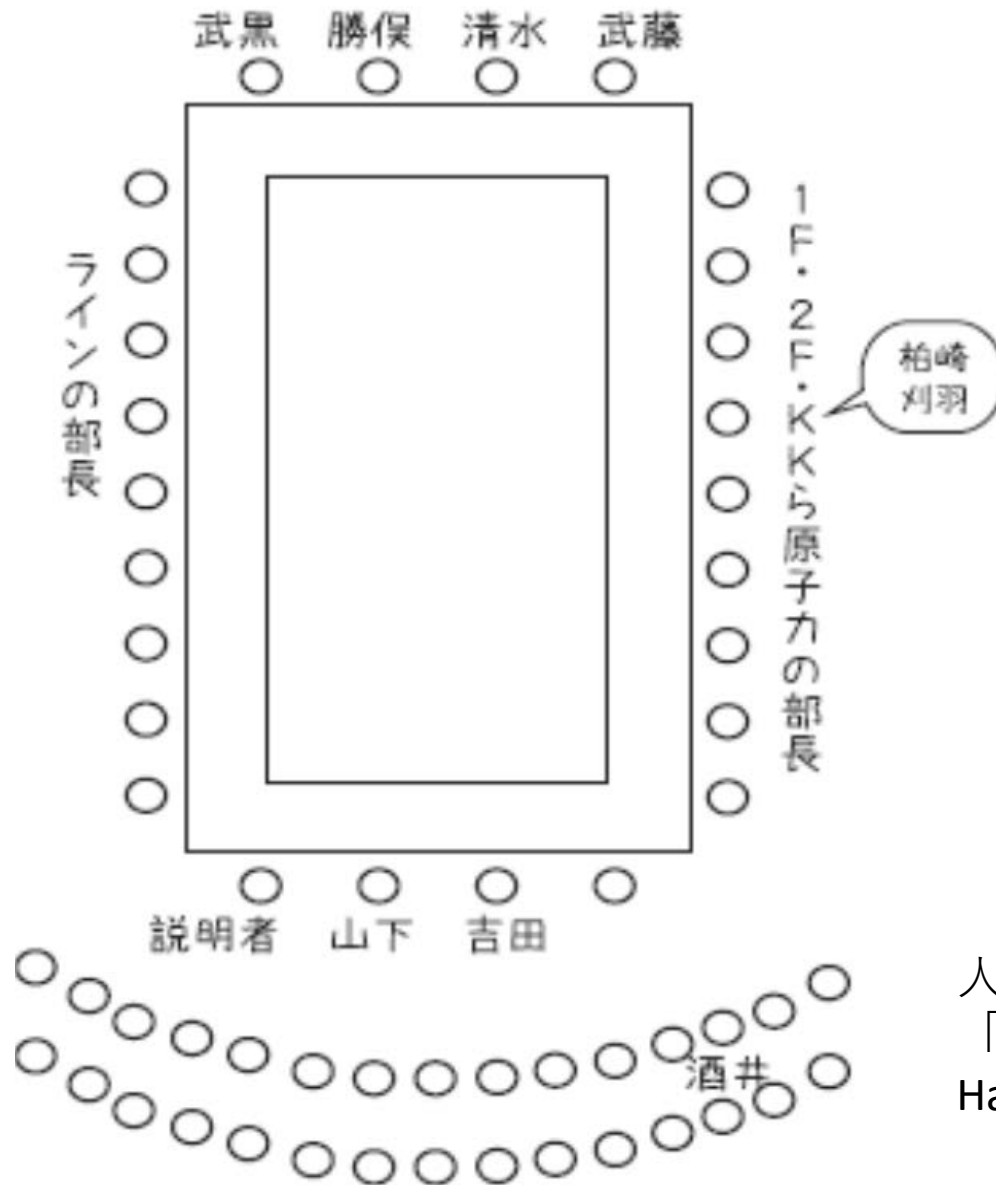
「被告武黒は、被告武藤に対し、「大変に高い津波」の高さ並びに武藤決定及び本件不作為の方針をとった理由を確認した上、著しく不合理であった被告武藤の長期評価の見解及び明治三陸試計算に係る評価並びに本件不作為の判断に依拠するのではなく、明治三陸試計算結果と同様の津波の襲来によって、福島第一原発1号機～4号機において、全電源喪失により、炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを未然に防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をすべき善管注意義務があった。」

「そのような指示等をしなかった善管注意義務違反が認められる。」(判決要旨24頁、25頁)

2009年2月11日 御前会議

「福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中で、津波評価技術に基づく津波高計算でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発5号機及び6号機の4m盤上の非常用海水ポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、**もっと大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言(吉田発言)**がされ、これをめぐる議論が行われた。」(判決要旨27頁)

御前会議の席



人見やよい
「東電刑事裁判傍聴
Handbook」より

御前会議の位置づけ

「この会議は、常務会等で意思決定する前段階として、バックチェック等に関する重要案件につき、関連部署が経営層の耳に入れておくべきと考えている事項について、情報共有を図ることを目的とするものであって、担当部署としては、何ら指摘がなかった事項は、社長や会長に説明済みで、その方向性での検討を進めて構わないものと認識してしかるべき位置付けであり、また、原子力・立地本部において問題のある業務執行がなされていた場合にはここで是正され、問題がなければそのまま進行させるという方法により、福島第一原発のバックチェックが進められていた。そのような位置付けに照らすと、御前会議は、東京電力における業務執行に関する重要な会議と評価すべきであり、社長や会長などの取締役がこれに出席して意見を述べることは、単なる私的な言動ではなく、取締役の業務執行としての行為と見るほかはない。」(判決要旨26頁、27頁)

被告勝俣及び被告清水の任務懈怠

「そうすると、被告勝俣及び被告清水としては、14mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが、**他の原子力事業者も対策を迫られるような相応の権威がある機関であること、津波対策が新たに実施されない限り、14mの津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したから、14mの津波の襲来可能性があるとする見解の信頼性ないし成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり**、そのような確認をしていれば、当該見解が地震本部による長期評価の見解であること、明治三陸試計算結果、武藤決定及び本件不作為についていずれも認識し、これにより、原子力・立地本部の本件不作為の判断が著しく不合理なものであることを容易に認識し得た。」(判決要旨27頁)

「原子力・立地本部の判断が著しく不合理なものでないかどうかについて、**調査・確認することなく、これを信頼したことは、取締役の善管注意義務の観点からは、許されるものではない。**」(同30頁、31頁)

任務懈怠についてのまとめ

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事
故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的
知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの
度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかとい
う、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められ
る安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、
ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが
得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ
現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の
良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいか
にして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐
心してきたことが浮き彫りとなる。」(判決要旨31頁、32頁)

→原発の安全を確保しているとの喧伝に全く反する
実態を的確に指摘

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。」(判決要旨32頁)

→原発の安全確保を軽視し無責任であった東電の実態を端的に認定

任務懈怠と本件事故発生との因果関係 (水密化)

次の①～④によると、東京電力の担当部署にとって、10m盤を超える高さの津波が襲来することを前提とした場合に速やかに実施可能な津波対策として、**主要建屋や重要機器室の水密化は、容易に着想して実施し得た措置であった**ものといえることができる。

①東京電力は、平成3年の福島第一原発1号機における**屋内海水漏えい事故**を受け、各号機の内部溢水対策として、一部の重要機器室の入口扉の水密化、原子炉建屋(R/B)1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化等の措置をとったこと

②東京電力が平成18年5月に**溢水勉強会**で行った報告では、全電源喪失を想定した建屋の代表的な浸水経路として、タービン建屋(T/B)の大物搬入口、給気ルーバー及びサービス建屋(S/B)入口等が挙げられていたこと

③日本原電は、東海第二原発において、平成21年9月までには、建屋内の防水扉対策、防潮シャッター対策及び防潮堰対策といった敷地への浸水を前提とした津波対策を完了し、日本原電の担当者と東京電力の担当者とは、長期評価の見解や貞観津波への対応を巡って密に打合せを行うなどして、日本原電が長期評価の見解に基づく津波を想定した水密扉の設置を検討していることが東京電力にも明らかにされていたこと

④中部電力は、浜岡原発において、遅くとも平成15年9月までには、原子炉建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置しており、また、平成20年2月13日、保安院に対し、津波対策として建屋やダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ周りに防水壁設置案を検討することを報告し、東電土木調査グループも、同年12月には、阿部教授から当該情報を得ていたこと

水密化として、具体的に、どのような措置がなされたと考えられるか

「本件事故後、東京電力によって、柏崎刈羽原発における敷地に遡上する津波の対策として、①原子炉建屋(R/B)とタービン建屋(T/B)の開口部(ルーバ等)の防潮板又は防潮壁の設置、②原子炉建屋(R/B)とタービン建屋(T/B)の扉の水密化、③原子炉建屋(R/B)内とタービン建屋(T/B)内の壁の貫通部(配管や電気ケーブル等)の止水処理が行われており、これらの措置について、東京電力の担当部署は、主要建屋のある敷地に津波が遡上することを前提とした津波対策の必要性を認識した後には、特段の時間も要せず、自然に発想して実施したことが認められる」(判決文383頁、384頁)

→これは主に乙B94(弁86号証)及び乙B95(弁87号証)(いずれも検面調書。供述者は東電社員の大山嘉博氏)に基づく認定であり、刑事事件でも同様の認定が十分に可能である。

水密化に要する期間

- ・保安院や福島県への説明、建築確認申請手続に約2か月
- ・柏崎刈羽原発における本件事故後の実施例に照らし、
防潮壁は、合計1年4か月
計画・設計に約6か月、設置工事期間に約10か月
- 防潮板は、計画・設計から設置までに約2か月
- 扉の水密化は、合計1年
計画・設計に約5か月、工事に約7か月
- 貫通部の止水処理は、手戻りなく行われた場合、2年程度
- 機器ハッチの止水処理は、約2年を超えるとは考え難い。
- ・水密化措置については、合計2年程度と認められる。
(判決要旨40頁、41頁)

→ 柏崎刈羽原発の事例については、主に、刑事事件で証拠となっている上津原氏の調書と大山氏の調書に基づく認定であり、刑事事件でも同様の認定が十分に可能である。

福島第一原発での現地進行協議



2021年10月29日 現地進行協議当日 @JR常磐線大野駅
裁判官ら、原告ら代理人、被告ら、補助参加人代理人

(写真提供:福島原発刑事訴訟支援団)